

## 社会福祉法人曙保育園 役員等報酬規程

### (目的)

第 1 条 この規定は、社会福祉法人曙保育園（以下「当法人」という）定款第 8 条及び第 21 条及びの規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第 2 条 役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

### (報酬等の算定方法)

第 3 条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表 1 に定める額
- (2) 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第 4 条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

### (報酬等の支給方法)

第 5 条 役員等に対する報酬等の支給時期は、3月21日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、繰り上げて支給することができる。

2 報酬等は法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには控除して支給する。

### (端数の処理)

第 6 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次の通り端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

### (公表)

第 7 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1 (役員等の報酬)

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	5,000円

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	5,000円

(3) 監事

	日額
監事監査等への出席	5,000円